

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

2月25日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定4件、審査会の共同設置について2件です。

3月1日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第5号 上野原市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について」は、オンラインによる医療保健の資格確認が導入されるにあたり、「上野原市重度心身障害者医療費助成条例」、「上野原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」、「上野原市子ども医療費助成に関する条例」の3つの条例を改正するものです。

委員からの、医療機関や薬局にマイナンバーカードのカードリーダーの設置が必要になると思われるが、市内の導入状況を把握しているか、という質問については、市立病院は導入の準備を進めているとのことでした。

また委員からは、今までの保険証も使用可能であることを市民に周知すべきであるとの意見が出されました。

「議案第6号 上野原市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、上野原市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、国の基準に準じて第1段階から第9段階までの各階層の年額を定めるため条例を改正するものです。

委員からの、年々介護保険料が上がる中、ここで引き下げになる理由は、という質問については、民間事業者等に介護施設の募集をかけたが集まらず、介護給付費が増加しなかったことに加え、第7期事業計画の策定時の実績等、過去の状況を総合的に鑑みた結果、引き下げる判断をしたとの説明がありました。

「議案第7号 上野原市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定に

ついて」は、解体を行った教職員住宅の和田団地1号棟、2号等、3号棟について、条例から削除するものです。

委員からの、教職員住宅の解体で職員の方は大丈夫なのか、また、解体後の用地はどうなるのか、という質問については、秋山における教職員住宅は無くなるが、八ツ沢の教職員住宅を使用していたり、通いやすくなったことで教職員住宅の需要が少なくなっていて、土地については借地であるため、解体後は地権者にお返しするとの説明がありました。

「議案第8号 上野原市営運動施設条例等の一部を改正する条例制定について」は、近隣の自治体との公共施設の相互利用促進を図ることを目的として、運動施設や秋山温泉等の利用料を市内者と同額にするものです。

「議案第46号 山梨県東部地域介護認定審査会の共同設置について」と、「議案第47号 山梨県東部地域障害支援区分認定審査会の共同設置について」は、各審査会を3市3村が共同で設置し、従来の山梨県東部広域連合による審査事務を引き継ぐものです。

委員からの、申請してから認定されるまでの期間はどのくらいか、という質問については、引き継ぎ後も変わらず、1年半程度かかるということです。

以上、当局提出6案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員から、図書館の運営状況について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査をすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。